

全大発 7 通知 5
2025 年 8 月 27 日

各単組委員長 殿

全国大学高専教職員組合
書記長 永井信

2025 年 7 月 31 日 文部科学省との会見報告

全大教中央執行委員会は7月 31 日、文部科学省との会見を行いましたので報告します。今回の会見は、6 月 19 日提出の「2026 年度概算要求期にあたっての要望書」にもとづき要望・意見交換を行いました。

1. 日時、出席

2025 年 7 月 31 日(木)15 時～16 時

文科省:小林 高等教育局 国立大学法人支援課 法規係長

中西 高等教育局 国立大学法人支援課 総括係長

柳瀬 高等教育局 学生支援課 専門官

入川 高等教育局 大学振興課 専門職

柴田 科学技術・学術政策局 人材政策課 人材政策推進室 係長

全大教:笹倉 委員長

山口 副委員長・教文部長

喜多 副委員長

光本 副委員長

永井 書記長

宮本 書記次長

天池 中央執行委員

三浦 中央執行委員

山根 中央執行委員

2. 議事要旨

全大教委員長による挨拶のあと、双方の出席者が自己紹介し、全大教より要望書の概要を説明し、すべての要望事項についての尽力を要請した。その後、要望書のうち「1. 国立大学法人運営費交付金の算定方法を抜本的に見直すこと」、「2. 学生支援」、「6. 引き続き、研究者の安定的ポストの増加と教育研究条件の改善を行うこと」の 3 点につき意見交換を行った。事前に単組から寄せられた「文科省に言いたいこと」の事例を適宜取り上げつつ議論を行った。

※以下の議事要旨において、発言内容は論点を整理し、適宜要約したものである。

※発言内容は組織としての公式見解ではなく、個人の見解として自由に発言したものである。

●国立大学法人運営費交付金の算定方法を抜本的に見直すこと

全大教：運営費交付金についての要望を一言で言うと、「国立大学はもう限界です、概算要求にて、運営費交付金の増額をお願いします」ということだ。昨年の骨太方針では「運営費交付金や私学助成等の基盤的経費を十分に確保する」と書かれたので大変期待していたが、結果的に一昨年度と同額の措置で、非常に残念だった。今年の骨太方針には、「物価上昇等も踏まえつつ」という文言が付け加わった。おそらく政府も大学の窮状は理解されているようではある。ぜひ、この2年間の急激な物価上昇、人件費上昇を踏まえた運営費交付金額を概算要求していただきたい。

昨年度、われわれが把握しているだけでも10数大学で人勧に準拠した賃上げが実施できなかった。多くは4月遡及ができず、12月から実施とか、新年度から実施といった賃上げ時期の繰り延べだった。今年の人勧はさらに増額の見込みだ。このままでは昨年度よりも多くの大学が人勧準拠できないと思われる。ぜひ頑張っていたきたい。私どもとしても財務省要請や国会議員要請などで協力したい。

文科省：近年の物価や人件費の上昇の中、運営費交付金が実質的に減っている状況。各大学においては大変苦労しているという声を聞いている。ご指摘の通り、今年の骨太方針には「物価上昇を踏まえつつ」と記載がなされている。令和8年度の概算要求については検討中だが、各大学のミッション実現に向けた改革と合わせて、物価や人件費の上昇の中で教育研究基盤を維持するための予算を検討しているところだ。概算要求後、財務省と折衝することになるが、その過程において各大学に資料や実態についての情報をいただくなど、ご協力いただくことがあるかもしれない。われわれとしても運営費交付金を増やしたいと考えている。引き続きよろしくお願いしたい。

要望文書には「第5期に向けた運営費交付金の配分の在り方」の検討についての記載があった。「国立大学等の機能強化に向けた検討会」ではこれまでの在り方を総括する議論を進めている。運営費交付金についても、現在の仕組みの効果を踏まえつつ、国大協をはじめとする関係者の意見を聞きながら第5期の運営費交付金の在り方を考えていきたい。

全大教：大学との交渉時に、学長から「中期目標・計画期間中は配分ルールは変わらない」と言われたのだが、中期目標・期間中の運営費交付金の増額の可能性はあるのか。

文科省：運営費交付金の配分の仕組み自体は、6年間の中期目標・計画期間は基本的には変わらない。しかし、配分の仕組みと総額は別の問題なので、運営費交付金の総額が

増やせないわけではない。総額を増やすかどうかは財務省との予算折衝ということになるが、他の独立行政法人と同様、運営費交付金を増やすことにはハードルが高いのも事実だ。

全大教：基盤的経費からの拠出の係数も変更はないということでよい。

文科省：第 4 期中期目標・計画期間中は変更はない。運営費交付金の増額については、やはり社会の支持が必要なので、国立大学の必要性や重要性について、大学の方からも社会一般や国会議員なども含めてアピールしてほしい。

全大教：関係各所への要請など、引き続き取り組みを進めたい。ところで、「国立大学等の機能強化に向けた検討会」で、これまでの在り方を総括する議論を進めているとのことであったが、具体的にどう総括するのか。昨年度が法人化後 20 年だったので、昨年の会見でも総括の必要性について申し上げた。われわれの実感を端的に言うと、これまで一連の大学改革政策は全体として失敗であり、日本の教育研究力の衰退を招いた、ということだが、文科省としてはこの 20 年間でどう総括するのか。

文科省：「国立大学等の機能強化に向けた検討会」では 1 月に中間まとめを公表した。そこで挙げられた指摘や論点を踏まえて、各大学や国大協へのヒアリングを実施している。厳しい状況であるのは事実だが、他方、改革によって実施された制度を活用しているところもあるようだ。この 20 年間、われわれとしては規制緩和によって自律的な取り組みができるように法改正などを進めてきた。もちろん、上手に活用できている大学もあるし、うまくいっていないところもあるだろう。大学の規模やミッションも違う。今後こういった形で支援するのか、予算も含めて、必要な改革をどうするか、法人評価など具体的な制度の部分落とし込んだ議論をしなければならない。総括をしているところだが、課題がさまざまあるとのこと指摘はもっともだし、この 20 年間で社会経済情勢が変化していることも事実だ。そうした大学の環境の変化も捉えながら必要な改革を行っていききたい。われわれにとっても現場の要望を聞くのは貴重な機会である。

全大教：文科省としてさまざまな工夫をしていただいていることは感謝申し上げます。その工夫の一つとして引当金の制度が設けられたが、地方の小さな大学では、運営費交付金の中から予定を立てて引当金を積み立てるのは困難だ。エネルギーコストや人件費の上昇などに対応できない。私の勤務校では、大学執行部から「2025 年度の人勤対応は厳しい」と言われている。目的積立金などをより柔軟にできるような工夫があるとありがたい。

文科省：目的積立金の使途柔軟化を含め、適切な配分も大事だが、予算を効率よく使えるような仕組みなども併せて検討していきたい。

全大教：私の勤務校は旧帝大の一つで、予算的にはまだ恵まれているほうだ。それでも昨年度は人勸準拠できなかった。大学の環境が悪くなると優秀な人が来なくなってしまう。日本の教育研究力をますます低下するのではないかと危惧している。実態調査などをして、財務省に対して訴えていただきたい。なお、私の勤務校は「指定国立大学」に入っていない。先日、大学執行部より指定される条件をクリアしたと報告はあったのだが、「応募しない方がよからう」という後ろ向きの声も強い。運営費交付金の評価・再配分が増えていないなかで、指定国立大学の中に入ってさらに競争させられると状況がさらに悪化するのではないかとされている。評価項目が適切かどうかという点も含めて、一生懸命やっても大学全体としてモチベーションが上がらない。大学の活力低下の要因の一つとして、評価・再配分の仕組みがあるのではないかと考えている。

全大教：これまでの競争政策では、教員を競争させることと、大学を競争させることの二つのことが進められているが、この二つは矛盾する。教員が競争するということは、現在の大学を出て「よりよい大学に異動する」ことが一つのゴールになる。他方、大学が競争するには教員を引き留めなければならない。全体として整合的な政策を考えてもらいたい。

文科省：大学の置かれている状況はさまざまということは承知している。大規模研究大学と小規模の地方大学の状況は違う。地域のリソースにどのようなものがあるかも踏まえながら検討していきたい。

全大教：話がいろいろ広がったが、要するに概算要求では物価や人件費の上昇分を勘案した運営費交付金を要求してもらいたい。よろしくお願いします。

●学生支援

全大教：昨年度、東京大学の学費値上げが話題になるなど、学費値上げの動きがある。今後、標準額の引上げなどの議論になりかねないかと危惧している。奨学金については、支援継続の学業要件が厳しいのを改善してほしいと要望してきたのだが、今年度、多子世帯への支給拡大と合わせて学業要件が厳格化されたことは非常に残念だ。それと、要望文書を提出した段階では表面化していなかったのだが、6月末に「科学技術・学術審議会」の次世代人材育成WGにて、SPRING制度の生活費相当部分を留学生には支給しないという案が提示されたことを報道で知った。「国立大学法人等の機能

強化に向けての論点整理」では留学生の受け入れ拡大が書かれているし、4 月以来、ハーバード大学の留学生受け入れなども進められている状況で、どうしてこのような話が出てきたのか、いささか理解に苦しんでいる。

文科省：修学支援制度については、やはり公的に支援しているので、一定の学業要件を設けざるをえない。われわれの考えとしては、授業に出席していただきたい、標準修業年限で卒業していただきたい、といった基本的な要件のつもりだ。

全大教：大学の現場ではすべての学生に対して進級要件を課したり出席管理を行ったり、大変そうな学生には聞き取りもしている。それ以上の要件を課さなくてもよいのではないか。親が学費や生活費を出す経済的余裕がない学生にとっては、国は親代わりだろう。せっかく公的に支援しても感謝されないということになりかねない。また、学業要件が厳しいと、頑張って勉強してより難易度が高い大学に行くと、その大学での成績が下位になる可能性が高まるので、頑張って勉強してより難易度が高い大学に行こうとする意欲を奪いかねない。

文科省：例えば、4年制大学だと、単位履修の要件は1年終了時で 31 単位の 7 割で 22 単位、2年終了時で44単位となる。これは4年で卒業するのが厳しくなるような単位数に思えるが、指導される先生方の印象としてはこれでも厳しいか。

全大教：メンタルをやられる学生も多い。

文科省：病気などやむを得ない場合には猶予制度も設けている。

全大教：猶予制度を利用するには医者に行って診断書を提出するなどの手続きが必要だと思うが、そこまでいかない状態の学生はかなり多い。そういう学生が、奨学金の継続を気に病んでさらに状態がひどくなってしまう例もある。そもそも、4 年で卒業するだけがよい学生とは限らない。ちょっと変わった学生のほうが後々良い仕事をすることもある。GPA については修学支援新制度の在り方検討会議でも様々な意見があった。実際、数十人程度の小規模の学科だと、すこしテストに失敗しただけで、容易に下位 4 分の 1 になってしまうことがある。

文科省：GPA についてはいろいろな意見があることは承知している。そこで新たに「警告」という制度を入れた。今後も意見をいただきながら検討していきたい。

全大教：GPA については現場でもいろいろ議論がある。そもそもそういう単一の数値で学生の評価をするのは好ましいのか。独創的な学生を育てるのに GPA を使うのは大

学に求められることなのかという議論をしているところだ。数値に縛られない形も考えてもらいたい。GPA 重視だと、公平化のために成績分布を標準化しろとか、相対評価にせよといった議論が出てきてしまう。GPA が独り歩きをしない方がよい。とくに、奨学金は学生の将来がかかっているので慎重に考えてもらいたい。

文科省: SPRING 制度の見直しについては、昨年の 10 月あたりから当課が所管する審議会で検討が行われてきた。当初この制度は、博士後期課程への進学者が減少してきた状況への対応として立案されたもので、事業の立案に先立って行った検討では、博士課程に進学しない理由の一つとして経済的不安が挙げられた。そこで、主に日本人の学生に博士後期課程に進んでもらおうという趣旨で始まった制度で、事業開始後、博士後期課程の進学者が少しずつ増加の傾向がみられる。そして事業開始して数年が経過し、現在の支援状況を振り返ると、留学生の割合が増えてきていることもあり、そもそもこの事業の趣旨に立ち返り、見直しを行おうという方向で議論が始まった。留学生の場合、在留資格の審査で収入等の要件を見られるので、経済的にはそれほど困窮していないだろうということもあり、それなら日本人で経済的な不安を感じる学生への支援を手厚くしたほうがよいとの意見もいただき、政策の本来の趣旨を明確化し、今般の見直しを行っているところ。なお、最近では J-RISE Initiative が報道でも取り上げられたが、文部科学省としても海外の学生等を集める事業を様々行っている。

全大教: 経緯はわかったが、タイミングが悪すぎる。報道でも外国人排斥と絡めて論じられることが多かった。社会的にどう受け取られるかも考えた方がよいだろう。ところで、いま貰っている人は途中から切られることになるのか。

文科省: 学生が不安を感じさせることがないよう情報の伝え方には気をつけていきたい。また、現在支援を受けている学生が突然支給停止になるなど不利益な変更は行わない。今後、新規で支援される方々に対して見直しが行われる。

全大教: 留学生への生活費相当部分の不支給は決定で、もう動かないということなのか。

文科省: 審議会で方向性がとりまとめられたので、SPRING 制度の見直しは行っていくことになる。なお、留学生への支援については文科省としてもしっかり行っていきたい。

全大教: 奨学金について議論してきたが、学生支援の根本は奨学金以前に安い学費だ。学費が無償なら奨学金にまつわる問題はすべて解決する。多くのヨーロッパ諸国では高等教育は無償、その上に給付型奨学金が付く。国際人権規約では高等教育を受けることは基本的人権とされている。日本もそれを批准している以上、その実現に責任を

負う。そのことは皆さんとも共有していると思う。時間はかかるかもしれないが、引き続き、基本的人権としての高等教育を受ける権利の実現に向けてご尽力を期待する。

●研究者の安定的ポストの増加と教育研究条件の改善を行うこと

文科省：無期転換権の発生を避ける目的で雇止めを行うことは制度の趣旨に鑑みて望ましくないということは各大学等に伝えているところだ。研究者の方の実態把握もする必要があると考えている。今年度の調査については 9 月ごろから調査を始めて 12 月ごろに公表するスケジュールで進めている。

全大教：全国で雇止めの事例が相次いでいて、これが日本の教育研究力を損なう大きな原因となっている。これまで文科省としても「無期転換権の発生を避ける目的での雇止めは望ましくない」という通知を出すなどの対応をされている点は評価するが、結局のところ、運営費交付金が足りないので雇用する人件費がないというのが根本的な問題であり、この点を何とかしていただきたい。

文科省：基盤的経費の支援によって研究者の安定ポストを確保することも大事だということとは認識している。また、それだけでなく、研究活動を行う競争的研究費の増額、研究マネジメント人材や技術職員による研究支援体制の充実、大学の研究支援体制の充実など、いろいろな対策をトータルで進めていくことが重要だと考えている。

全大教：現場ではもう削れるところがない状況にある。雇用の不安定な研究者が増えることで、教育が崩れることを危惧している。このままでは日本の人材育成が困難になるという危機感をあらためて共有したい。

全大教：外部資金は増えており総額として大学への支援は減っていないという見方があるが、にもかかわらず現場は大変厳しい状況にある。外部から見ると理解しにくい状況で、どうしてそうなっているのか、運営費交付金を増やす必要があるということを、国会議員や財務省に説明して、理解してもらわなければいけないと感じている。運営費交付金が充実してこそ外部資金が効果的に活用できる。喫緊の課題は人件費上昇への対応だ。先日の国会の省庁別審査でも与党議員が人勧準拠できない大学について質問してくれた。大学の状況への理解は広がってきているのではないかなと思う。われわれとしても高等教育研究の発展に向けて尽力したい。引き続きよろしくお願いします。

文科省：引き続きよろしくお願いします。

以上

別記：文科省からの事前回答、全大教からの要望書

(別 記)

目次

【要望事項に対する回答】

1. 「研究者・教員等の無期転換ルールに関して、令和7年4月以降の各大学等における対応状況」について
2. 第5期中期目標における運営費交付金の配分の在り方について

(1) 「研究者・教員等の無期転換ルールに関して、令和7年4月以降の各大学等における対応状況について

1. 文部科学省では、令和4年11月7日付「貴法人における無期転換ルールの円滑な運用について（依頼）」（4文科科第556号）の発出時に研究者、教員等の雇用状況の改善に向けた取組例等を併せて案内するとともに、大学等から相談等があった場合には当該通知の趣旨に沿った適切な対応を促しております。
2. また、各大学等宛に研究者・教員等の雇用状況に関する調査を継続的に実施しており、令和7年5月時点の状況についても、今後実施する調査で把握する予定です。

(2) 第5期中期目標における運営費交付金の配分の在り方について

1. 令和10年度から始まる第5期中期目標期間における運営費交付金の在り方については、今後、「国立大学法人等の機能強化に向けた検討会」の議論や現在の仕組みの効果や課題も踏まえつつ、国立大学関係者の意見も聴きながら、教育研究の継続性・安定性にも配慮して、検討してまいりたいと考えています。

2025年6月19日

文部科学大臣 あべ俊子 殿

2026年度概算要求期にあたっての要望書

全国大学高専教職員組合
中央執行委員長 笹倉万里子

貴職におかれましては、文部科学行政、高等教育の充実にご尽力されていることに敬意を表します。2026年度概算要求期に先立ち、大学をはじめとする高等教育研究機関のあるべき姿を実現するための予算配分および高等教育政策に関して、下記のとおり要望いたします。また、会見に先立ち、事前にご教示いただきたい項目について別記いたしますので、ご回答いただきますようお願いいたします。

今年度より高校無償化や多子世帯の大学無償化が実施されるなど、学ぶ者の権利を保障する流れとなっておりますが、修学支援新制度の対象外の学生については授業料の値上げが取りざたされております。ご承知の通り、現時点において国立大学の初年度納入金の標準額は81万7,800円（うち授業料は53万5,800円）です。これに加え、学生個人用パソコンの取得義務化などで数十万円が必要となっている大学が多くなっています。現状ですでに大学進学は学生に対して大きな経済的負担を伴うものとなっています。

運営費交付金の減額により国立大学等は財政難に陥り、その結果、教職員の負担が増え、また優秀な人材確保が困難となるなど、教育研究力の低下が問題となっております。こうした状況から脱し、教育研究力の向上へと向かうためには、何よりも運営費交付金を充実することが必要と考えております。これまでのような運営費交付金の減額や控除と再配分を改め、必要額を十分に保障した上で、さらに各国立大学等の意欲的な取り組みを支援するようお願いいたします。

私どもでは、昨年来、各国政政党や文教関係の国会議員へ要請を行い、運営費交付金の増額を含む高等教育予算の充実に要望して参りました。高等教育の発展にむけて関係者が協力していくことが重要と考えており、貴職におかれましても、引き続き、特段のご尽力をお願いいたします。

記

1. 国立大学法人運営費交付金の算定方法を抜本的に見直すこと

- 1-1. これまでの運営費交付金の決定方式と運用では、昨今の物価上昇・人件費上昇の局面に対応できません。日本の研究力向上のためには、研究者の増員、ないし少なくとも減少を食い止めるための人件費相当額が必要です。また、国立大学の法人化によって必要となった諸経費分が担保されておりません。高度化する高等教育と研究の国際水準と肩を並べるための第一歩として、来年度、まずは、国立大学法人化当時の予算額である1兆2800億円を措置したうえで、その後も高度化とインフレなどの社会情勢に対応できる予算額を確保することを要望いたします。

「国立大学法人等の機能強化に向けた検討会」の「国立大学法人等の機能強化に向けての論点整理」（令和7年1月15日）では、「令和10年度から始まる第5期に向けた運営

費交付金の配分の在り方を検討していくことが必要」とされております。また、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日）では、「物価上昇等も踏まえつつ運営費交付金や私学助成等の基盤的経費を確保する」とされております。現下の状況をふまえ、2026年度の概算要求の時点で、適切な予算措置を求められるよう、要望いたします。

1－2. 現状では、運営費交付金の「成果を中心とする実績状況に基づく配分（いわゆる共通指標部分）」は、運営費交付金の一部が評価によって傾斜配分されています。これを改め、基本的な教育研究に必要な予算額を保障したうえで、さらに意欲ある大学を支援する制度設計に改善することを要望いたします。

1－3. 「共通指標部分」では、国立大学の教育研究の改善とは関係しない項目（人事給与や会計など大学のマネジメント関係の指標）が評価指標となっております。当面、評価配分を継続するとした場合であっても、日本の高等教育研究の発展という目的に対して合理的な評価項目とされることを要望いたします。

1－4. 高等教育を受けることは、国際人権規約（A規約）で基本的人権として認められた権利です。にもかかわらず昨今、日本では国立大学の学費値上げが取りざたされております。国立大学学費のさらなる値上げは、国際人権規約（A規約）第13条2（b）（c）の定め（高等教育の漸進的無償化）に逆行するものです。「国家には高等教育を受ける権利を保障する義務がある」という原点に立ち返り、私立大学も含めた大学学費の完全無償化（就学期間の生活費の保障を含む）にむけて努力を行うべきと考えます。

2004年の法人化以降、運営費交付金は減少する一方で経費は増大しており、国立大学の財政は逼迫しています。その結果、学費の増額という形で学生に負担を転嫁する動きまであります。私どもは、高等教育を提供するに必要な経費は、学生に転嫁するのではなく、あくまで運営費交付金の増額によって賄うべきと考えます。貴省におかれましても、「高等教育を受けることは基本的人権」という原点に立ち返ったご対応をお願いいたします。

なお、私どもが最も危惧するのは、授業料の値上げが一巡した後に、現在省令で定められている国立大学の授業標準額が撤廃されて原則自由化が実施され、それに合わせて運営費交付金が大幅に減額されることです。貴省におかれましては、そうした事態が現実のものとならないように最大限の努力を行われますことをお願いいたします。

2. 学生支援

今年度から「多子世帯の大学無償化」が実施されておりますが、それに合わせて修学支援新制度の継続条件の厳格化（現状で「出席率・修得単位数5割で廃止」となっているのを「6割以下で廃止」、「修得単位数5割以下で警告」を「7割以下で警告」とするなど）を定めた省令改正が行われ、支援を受ける学生への過度なプレッシャーともなりかねない流れとなっております。国民の権利保障であるという民主主義国家の大原則に即した施策が必要であると考えます。

貴省におかれましても基本的な考えを私どもと共有されていることと拝察します。引き続き、学生の学ぶ権利を保障するための施策の実現へ、ご尽力をお願いいたします。

3. 国立高等専門学校運営費交付金の算定方法を抜本的に見直すこと

- 3-1. 貴省のご尽力により第5期中期目標・計画期間において、(独法)国立高専機構への運営費交付金に対する効率化係数が緩和されたことに感謝申し上げます。しかしながら効率化係数は撤廃されたわけではなく、運営費交付金減は続いています。更にこれまでの運営費交付金削減により、学生の教学環境や教職員の人材確保に大きな影響が生じています。このままの状態が続けば、国立高専における教育研究の質の維持は困難となることは明らかです。国立高専における教育研究は、国内での新高専の設立・海外での高専制度導入に見られるように内外から高い評価を得ており、その質の維持はもちろん、更なる充実を図る必要があります。そのために効率化係数を廃止し、運営費交付金の増額へ舵をきることを強く求めます。

まずは来年度、法人化当時の予算額に戻して措置したうえで、その後も高度化とインフラなどの社会情勢に対応できる予算額を確保することを要望いたします。

- 3-2. 部活動の地域移行を推進する仕組みを構築し、それを早急を実現するための予算措置と、外部指導人材をみつけれられる仕組みの構築を要望します。予算措置に際しては、地域移行された部活動を担う者に対する賃金水準について、同業民間の水準を踏まえることを要望いたします。私どもとしては何より地域移行を望んでいますが、それがなされるまでの間は、相変わらず教員が部活指導を担っているのが現状です。にもかかわらず高専においては、就業時間外に部活に伴う勤務が発生している一方で、適切に時間外手当が支払われていない事業所が存在します。残念ながら高専機構の予算だけでは部活動の存在を前提にしたものになっていません。部活動の存在を前提とする予算だてが可能となるよう、運営費交付金の充実を求めます。

- 3-3. 寮宿日直業務の外部委託化を推進する仕組みを構築し、それを早急を実現するための予算を措置することを要望します。予算措置に際しては、寮宿日直の委託を受ける者に対する賃金水準について、同業民間の水準を踏まえることを要望いたします。私どもとしては何より完全な外部委託化を望んでいますが、それがなされるまでの間は、相変わらず教員が宿日直を担っているのが現状です。にもかかわらず宿直においては、教員が民間水準に遠く及ばない手当でもってそれを行い、しかも宿直が終わった後は休暇もインターバルもなく直ちに勤務に入り、実に32時間連続勤務を強いられているという旧態依然とした状況です。日直に際しても休日出勤と言う実態に全く見合わない手当しか支払われていません。民間水準に見合う宿日直の手当の支払いと、教員の労働時間インターバル確保に向け完全外部委託化が実現するよう、運営費交付金の充実を求めます。

4. 公立大学の運営費交付金の算定方法を抜本的に見直すこと

地方交付税における公立大学に係る基準財政需要額の算定方法においては、物価高等を適切に反映して単位費用および補正係数を上方修正すること、また、総体として公立大学に係る予算の増額を総務省に働きかけることを要望いたします。

5. 大学共同利用機関運営費交付金の算定方法を抜本的に見直すこと

大学共同利用機関運営費交付金の基盤的経費の削減が続く結果、施設や保管資料の保全・維

持管理や人材の確保などに困難をきたしています。既存施設や資料を継続的に利用者に提供することは大学共同利用機関法人として重要な責務の一つではありますが、安定的な基盤的経費なしに持続的な研究活動は困難です。また、人件費に占める競争的経費の増加によって、研究者・技術者の雇用を不安定にした結果、人材の流出のみならず、安定的な人員の確保にも困難をきたしています。さらに、最近の円安と海外のインフレ傾向の影響を受けた結果、国際的な研究活動を継続することが困難な状況となっています。大学共同利用機関運営費交付金の基盤的経費の増額を要望いたします。

6. 引き続き、研究者の安定的ポストの増加と教育研究条件の改善を行うこと

6－1. これまでの研究者の雇用対策の対象は若手を中心であり、また雇用期限付きのポストの増加という形で行われてきました。これを改め、すでに何度も有期労働契約を繰り返した中間年齢層・高年齢層も含めたすべての研究者を対象とし、安定した雇用の増加を目標とする政策に転換することを要望いたします。

6－2. これまでの研究者の雇用対策は、大学でのポスト増を中心とするものでしたが、近年、博士号取得者を採用した企業への優遇税制などの制度や、「博士人材活躍プラン～博士をとろう」といった施策が実施されております。博士の企業採用を増やし、博士課程進学のインセンティブを高めるという取り組みの方向の妥当性については認識を共有するところです。引き続き、博士号取得者の民間企業への就職支援のための措置を充実させることを要望いたします。

6－3. これまで、「貴法人における無期転換ルールの円滑な運用について（依頼）」等の通知を出されるなど、研究者雇止め問題への貴省の取組に敬意を表します。これまでの全大教と貴省との会見におきまして、継続的に良質な調査が必要との認識をお示しいただいております。引き続き、有期労働契約の研究者の無期雇用への転換に向けた取組を要望いたします。

6－4. 教員が教育研究に専念できるように、教職員の増員を含めた労働環境の改善を進めていただくことを要望いたします。

7. 地方大学の振興のための予算について

「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」が運用されています。これに採択された大学の多くは、地方大学の中でも大規模校であり、採択された内容もいわゆる「役に立つ科学技術」といったものが中心となっております。日本が「文化立国」をめざすのであれば、次の一手として、人文社会科学の振興に配慮した施策を立案、実施していただけるように要望いたします。

また、地方大学の振興は、「国民が地元で教育を受けられる権利を保障する」「日本の大学全体の多様な研究の底上げ」というスタンスで行っていただくよう要望いたします。

8. 定年年齢の引き上げの着実な実施にむけて必要な予算措置を行うこと

多くの国立大学等で定年年齢の引き上げにむけた検討が行われております。しかし、そのための財政措置がなされていないことから、給与水準を抑制した独自制度とする大学や、現時点での引き上げを見送る大学もあります。また、国家公務員の制度に準拠した場合、職務が同様であるにもかかわらず給料が7割となるなど、大きな課題を残したものとなっています。各大学等において、定年年齢の引き上げの確実な実施と中堅・若手層の昇任機会や新規採用の確保ができるよう必要な予算措置を要望いたします。

9. 引き続き、施設整備費を増額し施設整備の充実を図ること

施設及び設備の老朽化が進み、教育研究に支障が生じています。また、災害が生じた場合の施設の復旧に係る経費も十分に措置されているとは言えない状況にあります。昨年度の補正予算にて設備の整備に関わる予算が措置されたことは歓迎しますが、日本の研究力向上のためには、大学では常に最新の設備への更新が求められております。各大学等の施設整備費および災害時の緊急的な復旧に対応するための予算の充実を要望いたします。

10. 大学自治を尊重した自律的・自主的な大学運営の確保

- 10-1. 現状の国立大学法人法の規定では、この間に監事の権限強化を目的とした改正がされたものの、国立大学の組織形態は、教職員の十分な議論をふまえた牽制機能を欠いたまま学長に権限を集中させるという、いささか特異なものとなっております。公立大学においても同様の状況となっております。私どもとしては、日本私立大学教職員組合連合や全国公立大学教職員組合連合会と連名で「学校教育法改正提案」を行い、学長と理事会と教授会との「三権分立」的な制度設計を提案しました。そうした提案を参考にいただき、今後の大学の発展に真に資する制度設計が実現するようご尽力いただくことを要望いたします。
- 10-2. 国立大学法人法改正により、大学ファンドによる支援を受ける国際卓越研究大学のみならず、一定規模以上の大学については「運営方針会議」を置くこととなりました。対象となる大学ではすでに会議メンバーが決定され、公表されています。それを見たところ、予想通り、経済界の関係者が学外構成員の大半を占めております。こうした人選につき、当該大学から文科省に事前の相談などがあったのではないかと想像します。企業の代表取締役等の重責にある人たちが、畑違いの大学運営に貢献する時間的余裕があるのか、適性があるのかについて疑問を感じます。もちろん、学外からの意見を取り入れることの重要性は理解しますが、学外者に最高決定権限を与える制度設計には無理があり、学外者は参考意見を述べる程度の役割に限定すべきと考えます。制度設計の見直しを要望いたします。
- 10-3. 国際卓越研究大学の第二期公募が締め切られ、段階的審査が開始されました。この公募にあたって、応募しようとする大学が策定中の目標・戦略の方向性が似通っているように見えます。国際卓越研究大学は、それぞれの大学がもつ固有の歴史や学風に応じた独自の方法による卓越性の発揮が実現されてこそ、事業全体の目的が達成されるものと考えられます。もしも計画の類似性が、文部科学省の助言や示唆に起因しているのであれば、大学とのコミュニケーションの考え方、方法を見直すべきです。

10-4. 奈良教育大学附属小学校での「不適切な教育」報道に端を発し、多くの児童が傷つき、保護者は不信や不安感が募り、そして複数の現場教員が望まない出向処分を受けました。その対応にあたっては、設置者である大学が責任を持って現場への十分な配慮を行わなければならないと考えます。教員や保護者とも十分に議論を重ね、児童にとってより良い教育環境を取り戻せるよう要望いたします。

各附属学校はこれまでに、各国立大学法人の自治のもと、長い年月をかけて地域に根差し、先導的な役割を果たす特色ある学校が作り上げられてきました。児童生徒たちにとっての学びの保障とより良い心身の発達が進むためには何が真理なのか、それが現場の教員自治のもとでなされるよう、自律的、自主的な学校運営環境の保障を要望いたします。

11. 運営費交付金の増額へ向けた、諸団体との連携と社会へのアピール

日本学術会議や国立大学協会をはじめとする高等教育・学術関連諸団体と連携し、運営費交付金の基盤的経費の削減による大学等の厳しい現状と、その十分かつ安定的な措置の重要性について、引き続き積極的にアピールすることを要望いたします。

とくに、現今のインフレ傾向と社会的にも必要な賃上げの傾向の中でも、国立大学法人が社会からの付託に応え続けることができるよう、運営費交付金の抜本的な見直しにむけた機運醸成に努力されることを要望いたします。

【別記】事前に文書回答をいただきたい事項

1. 研究者・教員等の無期転換ルールに関して、令和7年4月以降の各大学等における対応状況についてご説明をお願いいたします。
2. 「国立大学法人等の機能強化に向けた検討会」の「国立大学法人等の機能強化に向けての論点整理」（令和7年1月15日）では、「令和10年度から始まる第5期に向けた運営費交付金の配分の在り方を検討していくことが必要」とされております。具体的にどのような「在り方」が念頭に置かれているのか、あるいは少なくともどのような方向性で検討することが考えられているのか、ご教示いただければ幸いです。